

介護予防・日常生活支援総合事業における  
月額包括報酬サービス日割り請求の算定方法について

総合事業における介護予防・日常生活支援総合事業費算定については、以下の点が従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なります。詳細については、平成 28 年 3 月 31 日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）」をご確認ください。

記

1. 日割り算定の取扱い

(1) 月途中の利用開始

利用者との契約開始を事由として、契約日を起算日に日割り計算を行う。ただし、当該契約月にサービス利用が無く、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については事業費の請求は行えず、翌月より日割り計算をすることなく事業費を請求することとなる。

(2) 月途中の利用終了

利用者との契約解除を事由として、契約解除日を起算日に日割り計算を行う。この場合、当該契約解除月にサービス利用が無い場合、当該契約月については事業費を算定することはできない。なお、当該契約解除月にサービス利用がある場合については、契約解除日を起算日として日割り計算により事業費算定することとなる。

2. 日割り算定を適用するサービス

- ・介護予防訪問介護相当サービス
- ・訪問型基準緩和サービス
- ・介護予防通所介護相当サービス
- ・通所型基準緩和サービス